

～ 地質調査業者登録を受けている皆様へ ～

提出を忘れずに！！

北海道開発局 事業振興部 建設産業課 企画係
〒060-8511
札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎
TEL:011-709-2311（内5890）

登録を受けている地質調査業者は、以下1～3の書類を提出する義務があります。これらの提出を怠ると、登録が消除されること等がありますので十分に注意してください。

1. 現況報告書

毎年、事業年度終了の日から4ヶ月以内に、現況報告書を提出しなければなりません。

2. 変更登録の申請等

次に掲げる事項に変更があったときは、30日以内にその旨を届け出なければなりません。

- ①商号又は名称
- ②登録営業所の名称又は所在地（新設・廃止を含む）
- ③資本金又は出資の額（法人のみ）
- ④役員の氏名（法人）／事業主の氏名（個人）
- ⑤技術管理者の氏名
- ⑥現場管理者の氏名
- ⑦他に営業を行っている営業の種類

3. 廃業等の届出

次に掲げる①～⑤に該当することとなったときは、その日から30日以内に、⑥に該当することとなったときは、その日から2週間以内に、それぞれの事由ごとに（ ）に掲げる者がその旨を届け出なければなりません。

- ①個人で登録を受けた者が死亡した場合（その相続人）
- ②法人が合併により消滅した場合（その役員であった者）
- ③法人が破産手続開始の決定により解散した場合（その破産管財人）
- ④法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合（その清算人）
- ⑤地質調査業の営業を廃止した場合（登録を受けた者（法人はその役員））
- ⑥技術管理者・現場管理者を置けなくなった場合、又は欠格要件に該当した場合（登録を受けた者（法人はその役員））

※ 上記のほか、登録の有効期間（5年）満了後も引き続き登録を受けようとする場合は、有効期間満了の日の90日前から30日前までの間に更新登録の申請書類を提出しなければなりません。提出がない場合は、有効期間満了とともに登録が消除されますので十分に注意してください。